

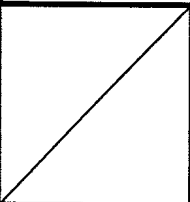
参 考 資 料

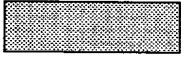
I	共済目的の種類.....	1
II	牛の種別と共済目的の種類との関連.....	2
III	金額被害率.....	3
IV	死廃事故に係る共済金の支払限度.....	4
V	共済掛金（割引）標準率甲、乙及び丙.....	5
VI	家畜共済の異常事故.....	6
VII	組合等、連合会及び政府の責任分担	7
VIII	「イ」及び「ロ」の保険関係.....	8
IX	共済掛金国庫負担割合.....	9
X	バルクライン価格と薬価の算定方法.....	10

I 共済目的の種類

- 1 乳用成牛：乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後、当該包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあっては、その家畜共済に付された時。以下同じ。）において出生後第5月の月の末日を経過したもの
- 2 成乳牛：乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第13月の月の末日を経過したもの
- 3 育成乳牛：乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過し、第13月の月の末日を経過しないもの
- 4 乳用子牛等：乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過しないもの並びに乳牛の雌以外の乳牛の子牛（出生後第5月の月の末日を経過しない牛）で出生後引き続き飼養されているもの及び乳牛の胎児
- 5 肥育用成牛：肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過したもの
- 6 肥育用子牛：肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、肥育用成牛以外のもの
- 7 その他の肉用成牛：肥育用成牛及び肥育用子牛以外の肉用牛で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過したもの
- 8 その他の肉用子牛等：肥育用成牛、肥育用子牛及びその他の肉用成牛以外の肉用牛及び乳牛以外の牛の胎児
- 9 乳用種種雄牛：乳用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの
- 10 肉用種種雄牛：肉用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの
- 11 種雄馬：品種にかかわらずすべての種雄馬で、種畜証明書の交付を受けているもの
- 12 一般馬：種雄馬以外の馬
- 13 種豚：繁殖用の豚
- 14 一般肉豚：特定肉豚以外の肉豚（飼養群単位引受方式）
- 15 特定肉豚：法第150条の5の4の特定包括共済関係に係る肉豚（年間一括引受方式）

Ⅱ 牛の種別と共済目的の種類との関連

種別	性別 又は 用途別	共 済 目 的 の 種 類				備 考
		出 生 前 の も の	出生後第5月の 月の末日までの もの 〔授精等の後240日以上 のものに限る。〕	出生後第5月の 月の末日を経過 したもの ～ 出生後第13月の 月の末日を経過 していないもの	出生後第13月の 月の末日を経過 したもの	
乳 牛	雌	乳 用		育 成 乳 牛 (乳 用	成 乳 牛 成 牛)	乳牛の雌等 (包括共済 対象家畜)
	雄	子	牛 等	乳 用 種 種 雄 牛		個 別 共 済
				肥 育 用 成 牛		肉 用 牛 等 (包括共済 対象家畜)
肉 牛	肥育用		肥育用子牛	肥 育 用 成 牛		
	肥育用 以外	そ の 他 の 肉 用 子 牛 等		そ の 他 の 肉 用 成 牛		個 別 共 済
				肉 用 種 種 雄 牛		

(注)「乳用子牛等」の  部分には、乳牛の雄子牛の他に、乳牛から出生した交雑種(F₁)子牛及び乳牛に肉牛の受精卵を移植(ET)して出生した子牛(いずれも雌を含む。)のうち「乳牛の雌等」の包括共済加入者に出生後引き続き飼養されているものも含んでいる。
→これらの牛が「乳牛の雌等」の包括共済加入者の飼養から離れた場合には、属する包括共済関係は「肉用牛等」になる。

Ⅲ 金額被害率

$$\text{金額被害率} = \text{共済金} / (\text{※}) \text{経過共済金額}$$

なお、(※) 経過共済金額とは、当該年度中に共済掛金期間（原則として1年間）が経過した部分に対応する共済金額をいう。

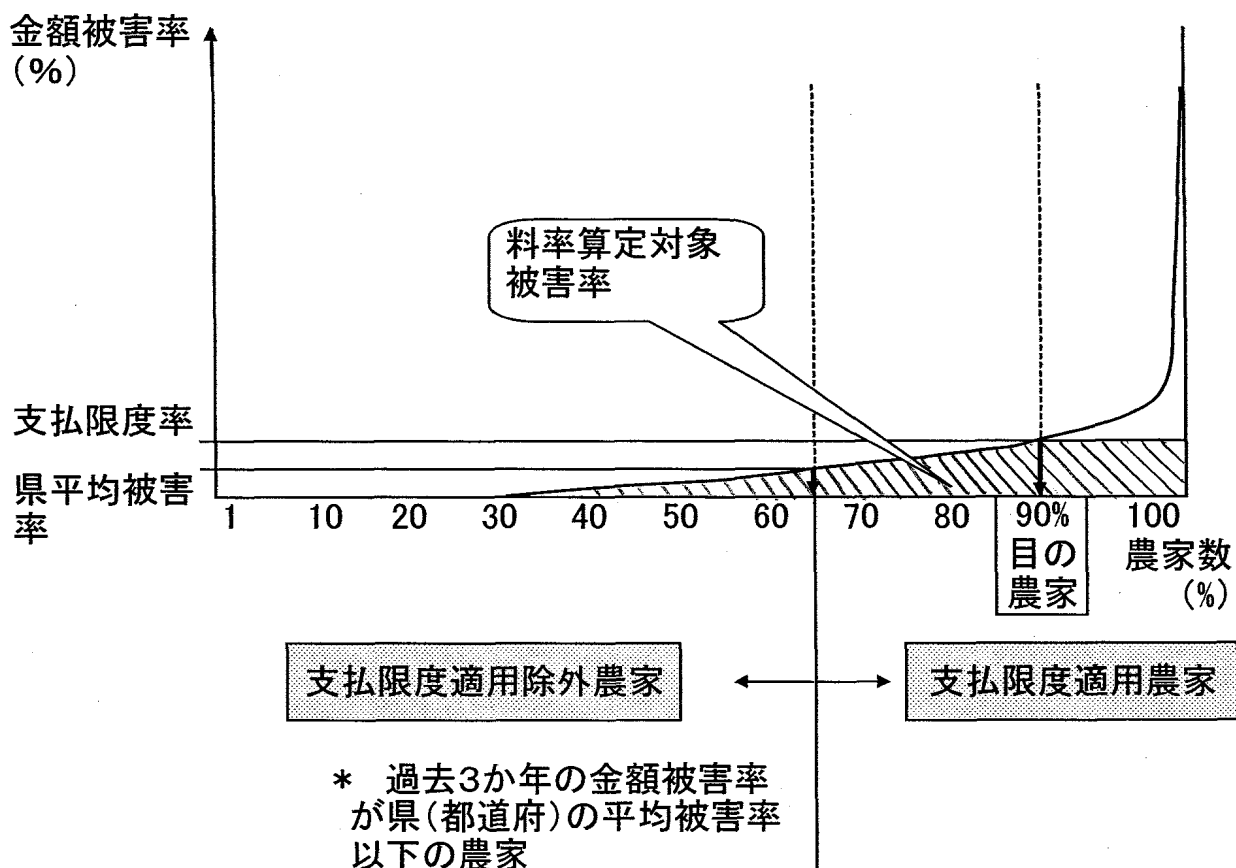
金額被害率の算定は、年度を単位として行うが、家畜共済においては加入の時期が一定せず、常時加入できるのが一般的であることから、共済掛金期間は加入した年度の翌年度にまたがることが多く、年度区分と一致しない。

したがって、当該年度の経過共済金額は、

- ① 前年度未経過共済金額（前年度の加入に係る共済金額のうち、共済掛金期間が本年度にまたがった部分に対応する共済金額）、
- ② 本年度既経過共済金額（当該年度の加入に係る共済金額のうち、当該年度中に共済掛金期間が経過した部分に対応する共済金額）

を合計したものとなる。

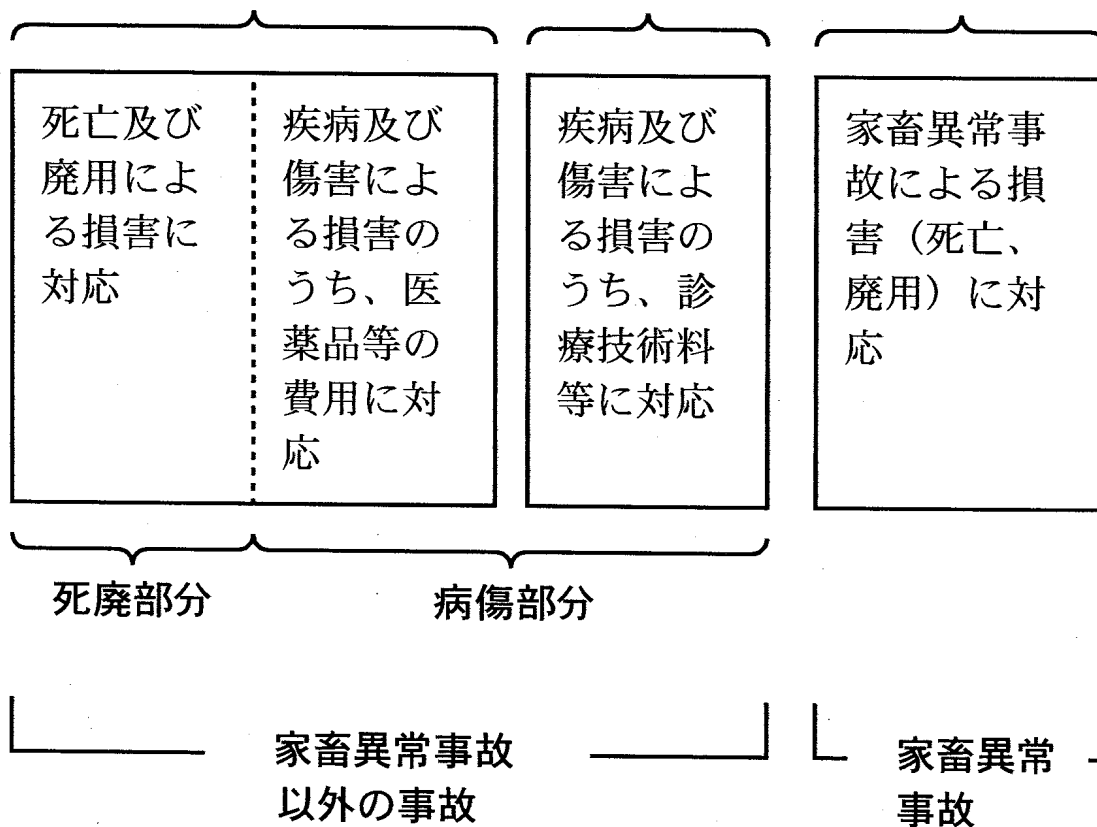
IV 死廃事故に係る共済金の支払限度 (イメージ図。乳牛の雌等のケース)



V 共済掛金（割引）標準率甲、乙及び丙

家畜共済掛金率＝共済掛金標準率甲＋同 乙＋同 丙

共済掛金（割引）標準率甲 共済掛金（割引）標準率乙 共済掛金標準率丙



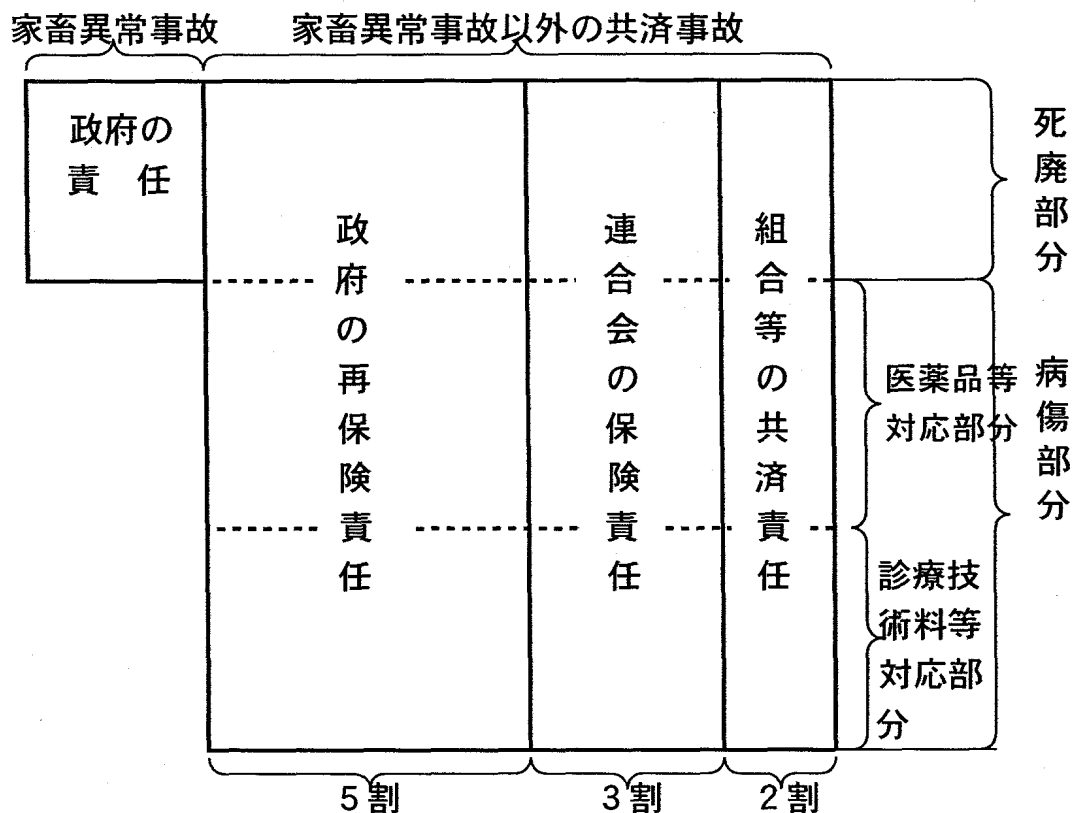
VI 家畜共済の異常事故

家畜共済の異常事故（家畜異常事故）は、次に該当する場合である。

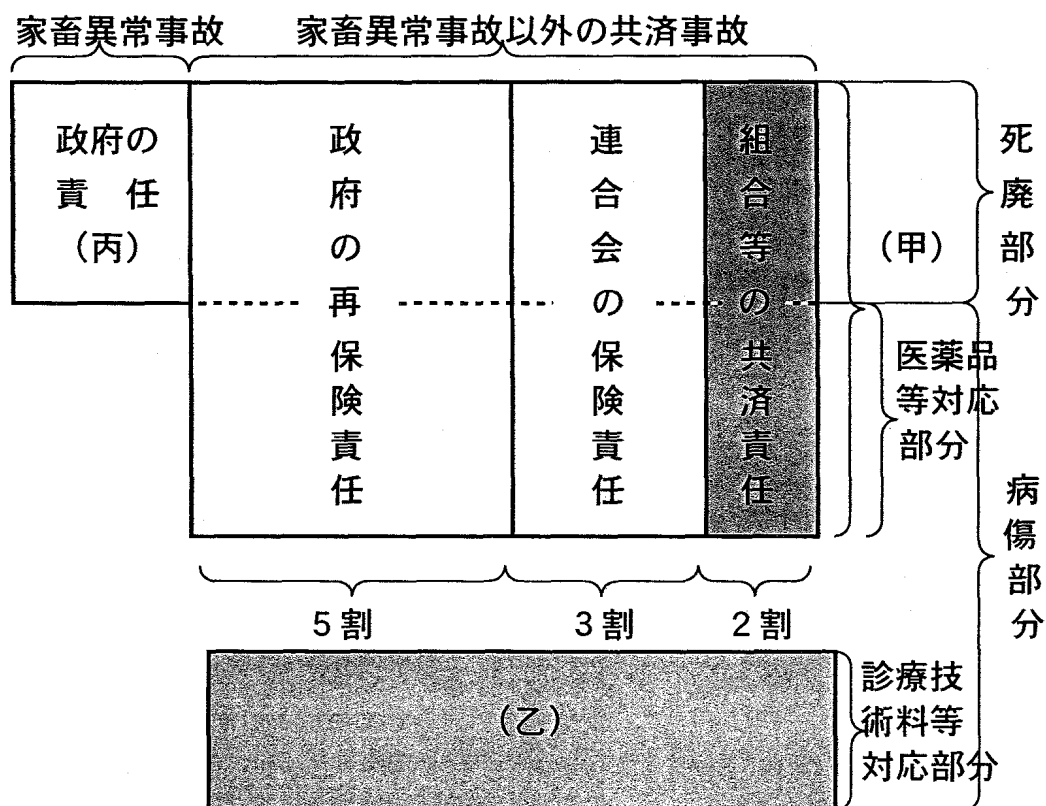
- 1 家畜伝染病予防法の定めるところにより、牛疫、牛肺疫、口蹄疫及び豚コレラ又はアフリカ豚コレラによって家畜の移動又は移出を禁止又は制限された場合における当該疾病による死亡及び廃用事故
- 2 激甚災害法及び天災融資法の天災として指定された災害による特別被害地域における死亡及び廃用事故

VII 組合等、連合会及び政府の責任分担

1 「イ」保険



2 「ロ」保険



VIII 「イ」及び「ロ」の保険関係

家畜共済においては、「イ」及び「ロ」の2種類の保険関係が設けられている。

1 「イ」の保険関係

「イ」の保険関係とは、元受けである農業共済組合又は市町村（以下「組合等」という。）が死亡、廃用、疾病及び傷害による災害について支払うべき共済金のうち、一定部分を、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）に対し保険に付する関係をいう。

この場合の組合等が連合会に支払うべき保険料は、共済掛金率中の甲率、乙率及び丙率のすべてに対応するものとなり、連合会が支払う保険金は共済金に保険割合を乗じて得た額になる。

2 「ロ」の保険関係

「ロ」の保険関係とは、組合等が死亡、廃用、疾病及び傷害による損害について支払うべき共済金のうち、疾病及び傷害に係る診療技術料等を除いた一定部分を、連合会に対し保険に付する関係をいう。

この場合の組合等が連合会に支払うべき保険料は、共済掛金率中の甲率及び丙率に対応する部分のみで、乙率に対応する部分は組合等（家畜診療所）に留められることになる。

なお、「一定部分」は8割。

（組合等の事業規模の大小により、組合等の責任保有割合が3割又は1割となるときは、「一定部分」は7割又は9割となる。
この場合、政府の責任保有割合は4割又は6割となる。）

Ⅸ 共済掛金国庫負担割合

種類	国庫負担割合
牛又は牛の胎児	2 分の 1
馬	
豚	5 分の 2

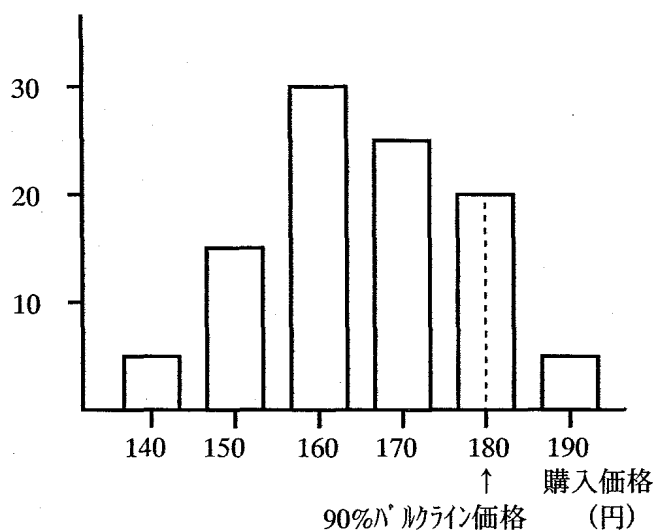
X バルクライン価格と薬価の算定方法

(1) 90%バルクライン価格

購入された100個について安い方から順に並べた場合に、90%目すなわち90個目（点線の所）の価格（下記の例では、180円）となる。

購入価格	購入数量
140円	5個
150	15
160	30
170	25
180	20
190	5
計	100

購入数量（個）



(2) 薬価

- ① 購入箇所数が5か所以上である医薬品（下表のA～D）については、当該医薬品の購入価格の90%バルクライン価格が、当該医薬品の薬価となる。

例：A医薬品の薬価は115円

医薬品名	平均購入価格 a	申請価格 b	バルクライン価格 c	c / a	c / b
A	110円	120円	115円	1.05	0.96
B	210	230	220	1.05	0.96
C	320	340	325	1.02	0.96
D	390	450	420	1.08	0.93
平均	—	—	—	1.05	0.95

- ② その他、購入箇所数によって、薬価は、原則として次のとおり算定する。

ア 購入箇所数が2～4箇所の医薬品

当該医薬品の平均購入価格に①の表の c / a の平均値を乗じた価格

平均購入価格が400円である医薬品Xの場合

$$400円 \times 1.05 = 420円$$

イ 購入箇所数が0～1箇所の医薬品

当該医薬品の獣医師向け価格（申請価格）に①の表の c / b の平均値を乗じた価格

平均申請価格が500円である医薬品Yの場合

$$500円 \times 0.95 = 475円$$